

議 案 参 考 資 料

令和 7 年 9 月 定例会

(目 次)

○大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正概要（第 7 1 号議案関係）	（ 1 ）
○大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（新旧対照表）（第 7 1 号議案関係）	（ 2 ）
○大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の改正概要（第 7 2 号議案関係）	（ 4 ）
○大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（新旧対照表）（第 7 2 号議案関係）	（ 5 ）
○大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧（第 7 3 号議案～第 7 5 号議案関係）	（ 7 ）
○旭が丘小学校位置図（第 7 3 号議案～第 7 5 号議案関係）	（ 9 ）
○旭が丘小学校配置図（第 7 3 号議案～第 7 5 号議案関係）	（ 1 0 ）
○旭が丘小学校校舎平面図（第 7 3 号議案～第 7 5 号議案関係）	（ 1 1 ）
○入札結果（旭が丘小学校校舎長寿命化改良建築工事）（第 7 3 号議案関係）	（ 1 4 ）
○入札結果（旭が丘小学校校舎長寿命化改良設備工事）（第 7 4 号議案関係）	（ 1 5 ）
○入札結果（旭が丘小学校校舎長寿命化改良電気工事）（第 7 5 号議案関係）	（ 1 6 ）
○指定管理者候補者一覧（第 7 6 号議案～第 7 8 号議案関係）	（ 1 7 ）
○指定管理者候補者の選定結果（第 7 6 号議案～第 7 8 号議案関係）	（ 1 8 ）
○大村市指定管理者候補者選定審査会の審査結果（第 7 6 号議案～第 7 8 号議案関係）	（ 2 0 ）
○工事施行に関する基本協定の変更について（大村線岩松・諫早間 4 0 k 4 7 0 m 付近市道惣原田惣原線整備工事）（第 7 9 号議案関係）	（ 2 6 ）
○市道路線の認定に関する位置図（第 8 0 号議案関係）	（ 2 7 ）
○広域農道上の自動車破損（損傷）事故について（第 8 1 号議案及び報告第 2 5 号関係）	（ 3 0 ）
○濁水の流入について（第 8 2 号議案関係）	（ 3 2 ）

○市道上の自動車損傷事故について（報告第 2 3 号関係）	（ 3 4 ）
○市道上の自動車損傷事故について（報告第 2 4 号関係）	（ 3 6 ）
○広域農道上の自動車損傷事故について（報告第 2 6 号関係）	（ 3 8 ）

大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正概要（第71号議案関係）

1 改正の理由

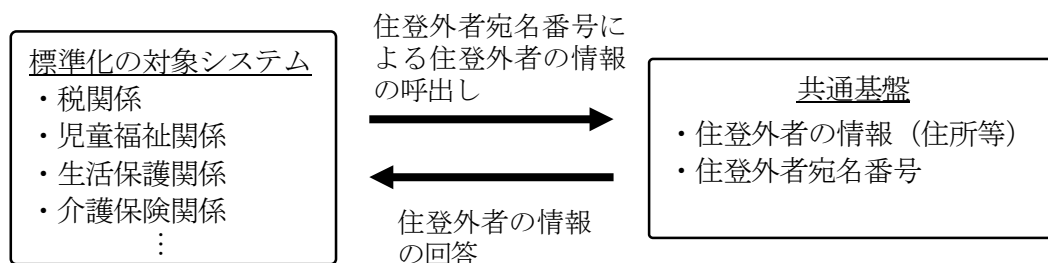
本市は、住民基本台帳、地方税等の情報システムについて、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、令和7年中に同法に定める標準化基準に適合したシステムへの移行を行うこととしている。

これに伴い、各情報システムに住登外者（※）を特定する固有の番号を付番し、管理する機能（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）が実装され、本市においても利用を想定しているところ、住登外者宛名番号管理機能を用いて行う事務については、個人番号の独自利用事務等として条例で定める必要があることから、以下のとおり改正を行うものである。

※ 住民基本台帳に登録されていない者をいう。

（例）市内に固定資産を有し、市外で住民登録している者

＜住登外者宛名番号管理機能の利用イメージ＞



2 改正の内容

- (1) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の庁内連携に係る規定を追加する（第4条第4項及び別表第2関係）。
- (2) 個人番号の独自利用事務及び同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する（別表第1及び別表第3関係）。

3 施行期日

令和7年12月22日

大村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例（新旧対照表）

改正後	改正前																
(個人番号の利用範囲) 第4条 略 2・3 略 4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。 5 略	(個人番号の利用範囲) 第4条 略 2・3 略 4 略																
別表第1（第4条関係）<table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>3 市長</td><td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものの略</td></tr><tr><td>4 教育委員会</td><td>略</td></tr><tr><td>5 教育委員会</td><td>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものの略</td></tr></table>	機関	事務	略		3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものの略	4 教育委員会	略	5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものの略	別表第1（第4条関係）<table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>3 教育委員会</td><td>略</td></tr></table>	機関	事務	略		3 教育委員会	略
機関	事務																
略																	
3 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものの略																
4 教育委員会	略																
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるものの略																
機関	事務																
略																	
3 教育委員会	略																
別表第2（第4条関係）<table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	機関	事務	特定個人情報	略			別表第2（第4条関係）<table><tr><th>機関</th><th>事務</th><th>特定個人情報</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	機関	事務	特定個人情報	略						
機関	事務	特定個人情報															
略																	
機関	事務	特定個人情報															
略																	

改正後	改正前												
<table><tr><td>15</td><td>市長</td><td>生活に困窮する外国人 に対する生活保護の措 置に関する事務であっ て規則で定めるもの</td><td>略</td></tr><tr><td>16</td><td>市長</td><td>大村市福祉医療費の支 給に関する条例による 福祉医療費の支給に関 する事務であって規則 で定めるもの</td><td>略</td></tr></table>	15	市長	生活に困窮する外国人 に対する生活保護の措 置に関する事務であっ て規則で定めるもの	略	16	市長	大村市福祉医療費の支 給に関する条例による 福祉医療費の支給に関 する事務であって規則 で定めるもの	略	<table><tr><td>15</td><td>市長</td><td>生活に困窮する外国人 に対する生活保護の措 置に関する事務であっ て規則で定めるもの</td><td>略</td></tr></table>	15	市長	生活に困窮する外国人 に対する生活保護の措 置に関する事務であっ て規則で定めるもの	略
15	市長	生活に困窮する外国人 に対する生活保護の措 置に関する事務であっ て規則で定めるもの	略										
16	市長	大村市福祉医療費の支 給に関する条例による 福祉医療費の支給に関 する事務であって規則 で定めるもの	略										
15	市長	生活に困窮する外国人 に対する生活保護の措 置に関する事務であっ て規則で定めるもの	略										

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報 略
--------	----	--------	-------------

別表第3（第5条関係）

6	教育委員会	住登外者宛名番 号管理機能によ る住登外者の情 報の管理に關す る事務であって 規則で定めるもの	市長	住登外者宛名 情報であって 規則で定める もの
---	-------	---	----	----------------------------------

大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の改正概要（第 7 2 号議案関係）

1 改正の理由

公職選挙法施行令の改正を踏まえ、以下のとおり改正を行うものである。

2 改正の内容

選挙運動用のビラ及びポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げる。

(1) 選挙運動用ビラの作成

改正前	改正後
1 枚当たり 7 円 73 銭	1 枚当たり 8 円 38 銭

(2) 選挙運動用ポスターの作成

改正前	改正後
1 枚当たり $\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{掲示場数}}$	1 枚当たり $\frac{586 \text{ 円 } 88 \text{ 銭} \times \text{掲示場数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{掲示場数}}$

3 施行期日

公布の日（同日以後にその期日を告示される選挙について適用）

大村市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
（ビラの作成の公費の支払） 第9条 大村市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。	（ビラの作成の公費の支払） 第9条 大村市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。
（ビラの作成の公費負担の限度額） 第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、8円38銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。	（ビラの作成の公費負担の限度額） 第10条 第7条の規定によりビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、7円73銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。
（ポスターの作成の公費の支払） 第13条 大村市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が586円88銭に当該選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年大村市条例第22号）第1条の規定により設置されたポスター掲	（ポスターの作成の公費の支払） 第13条 大村市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が541円31銭に当該選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年大村市条例第22号）第1条の規定により設置されたポスター掲

改正後	
改正前	示場をいう。以下同じ。)の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものにより、当該乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

大村市学校施設長寿命化計画に基づく工事一覧

■中学校

番号	学校名	工事名	契約金額（円）	工事期間
1	西大村	屋内運動場改築建築工事	789,529,400	令和5年10月3日～ 令和7年2月3日
		屋内運動場改築設備工事 ほか2件	131,771,200	令和5年10月3日～ 令和7年2月17日 ほか
		令和12年以降予定 校舎（解体） 令和13年以降予定 校舎（改築） 令和15年以降予定 武道場（長寿命化改修）		
2	郡	武道場大規模改造建築工事 ほか3件	87,646,900	令和5年6月28日～ 令和6年2月27日 ほか
		令和9年以降予定 屋内運動場（改築） 令和11年以降予定 屋内運動場（解体） 令和15年以降予定 校舎（改築及び大規模改造）		
3	玖 島	校舎大規模改造建築工事	426,580,000	令和7年3月3日～ 令和9年1月15日
		校舎大規模改造設備工事 ほか1件	203,172,200	令和7年3月27日～ 令和9年1月15日
		令和11年以降予定 屋内運動場（解体・改築） 令和15年以降予定 武道場（大規模改造）		
4	大 村	令和14年以降予定 校舎の一部（長寿命化改修） 令和15年以降予定 校舎の一部、屋内運動場（長寿命化改修） 武道場（大規模改造）		
5	萱 瀬	令和10年以降予定 校舎、屋内運動場（改築） 令和14年以降予定 校舎、屋内運動場（解体）		
6	桜が原	令和15年以降予定 校舎の一部、屋内運動場（長寿命化改修） 校舎の一部、武道場（大規模改造）		

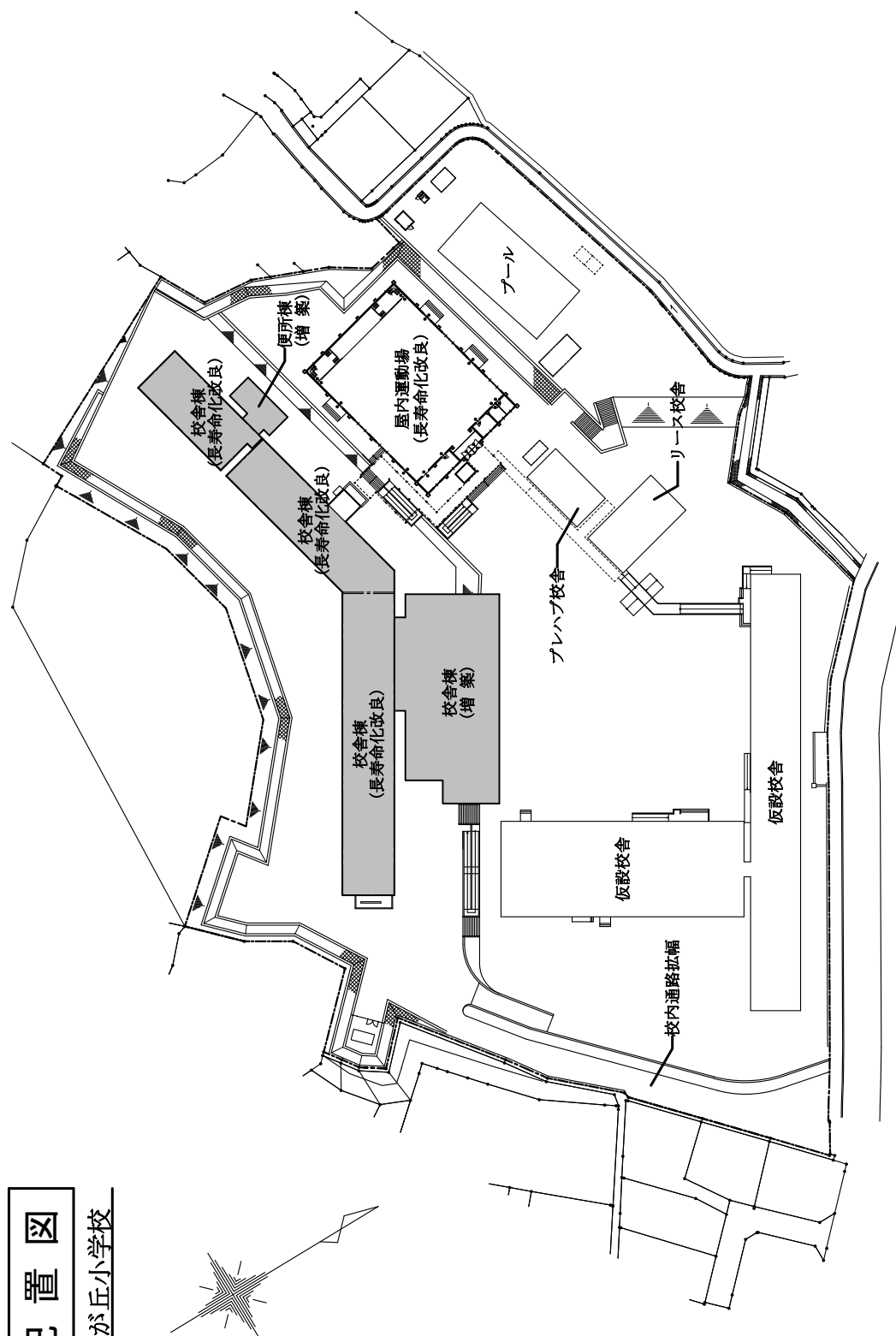
■小学校

番号	学校名	工事名	契約金額（円）	工事期間
1	福 重	校舎改築建築工事	1,456,461,600	令和5年10月3日～ 令和7年2月7日
		校舎改築設備工事	228,881,400	令和5年10月3日～ 令和7年2月7日
		校舎改築電気工事	174,216,900	令和5年10月3日～ 令和7年2月7日
		校舎及び付帯施設解体工事	138,688,000	令和7年3月19日～ 令和7年10月24日
		令和15年以降予定 屋内運動場（解体・改築）		
2	放虎原	南校舎棟長寿命化改良建築 工事	534,872,800	令和5年10月3日～ 令和7年1月31日
		長寿命化改良設備工事	249,544,900	令和5年10月3日～ 令和7年1月31日
		長寿命化改良電気工事	219,971,400	令和5年10月3日～ 令和7年1月31日
		1棟長寿命化改良建築工事	480,480,000	令和5年12月26日～ 令和7年1月31日
		渡り廊下棟増築建築工事	118,049,800	令和6年2月8日～ 令和7年2月17日
		令和15年以降予定 校舎の一部（長寿命化改修）		

3	鈴 田	校舎大規模改造建築工事 ほか4件	325,894,800	令和5年6月1日～ 令和6年3月1日 ほか
		令和10年以降予定 屋内運動場（長寿命化改修）		
4	旭が丘	屋内運動場長寿命化改良建築工事	365,695,000	令和7年7月7日～ 令和8年5月13日
		屋内運動場長寿命化改良設備工事 ほか1件	54,425,800	令和7年7月10日～ 令和8年5月18日
		校舎長寿命化改良建築工事	1,892,605,000	令和7年10月2日～ 令和9年7月20日
		校舎長寿命化改良設備工事	345,235,000	令和7年10月2日～ 令和9年7月20日
		校舎長寿命化改良電気工事	258,236,000	令和7年10月2日～ 令和9年7月20日
5	三 城	令和8年以降予定 校舎（解体・改築） 令和15年以降予定 屋内運動場（解体・改築）		
6	東大村	令和11年以降予定 校舎（長寿命化改修） 令和12年以降予定 屋内運動場（長寿命化改修）		
7	富の原	令和11年以降予定 校舎の一部、屋内運動場（長寿命化改修） 令和13年以降予定 校舎の一部（大規模改造）		
8	中 央	令和9年以降予定 校舎（解体） 令和10年以降予定 校舎（改築） 令和15年以降予定 屋内運動場（解体・改築）		
9	大 村	令和13年以降予定 屋内運動場（解体・改築） 令和15年以降予定 校舎（解体・改築及び大規模改造）		
10	黒 木	令和13年以降予定 屋内運動場（長寿命化改修） 令和15年以降予定 校舎（長寿命化改修）		
11	萱 瀬	令和9年以降予定 校舎、屋内運動場（解体） 令和10年以降予定 校舎、屋内運動場（改築）		
12	西大村	令和15年以降予定 校舎、屋内運動場（解体・改築）		
13	竹 松	令和15年以降予定 校舎（解体・改築及び大規模改造） 屋内運動場（解体・改築）		
14	松 原	令和15年以降予定 校舎、屋内運動場（解体・改築）		
15	三 浦	令和15年以降予定 校舎、屋内運動場（解体・改築）		

※今後、必要に応じて工事の工程などを変更する場合があります。



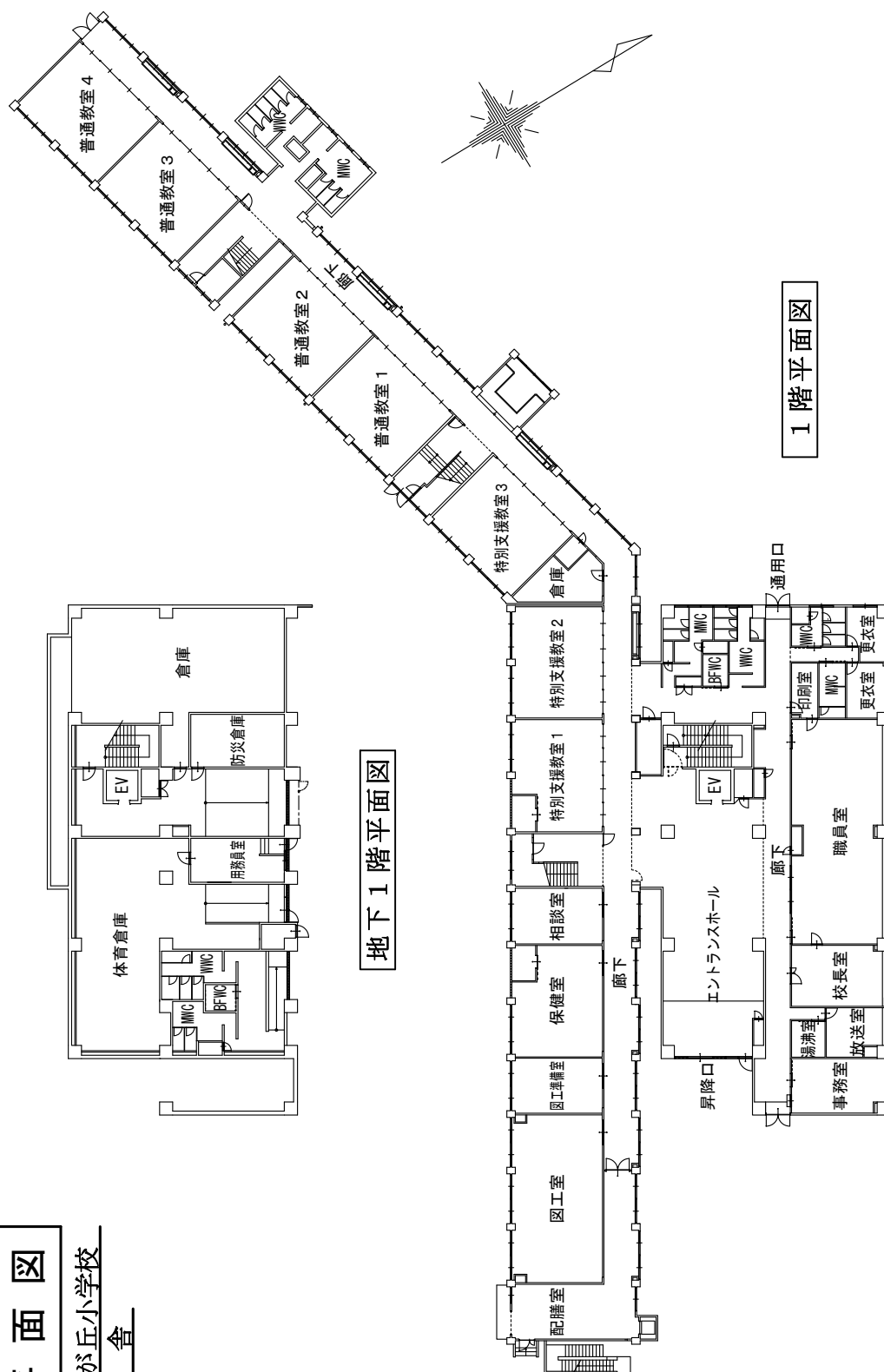


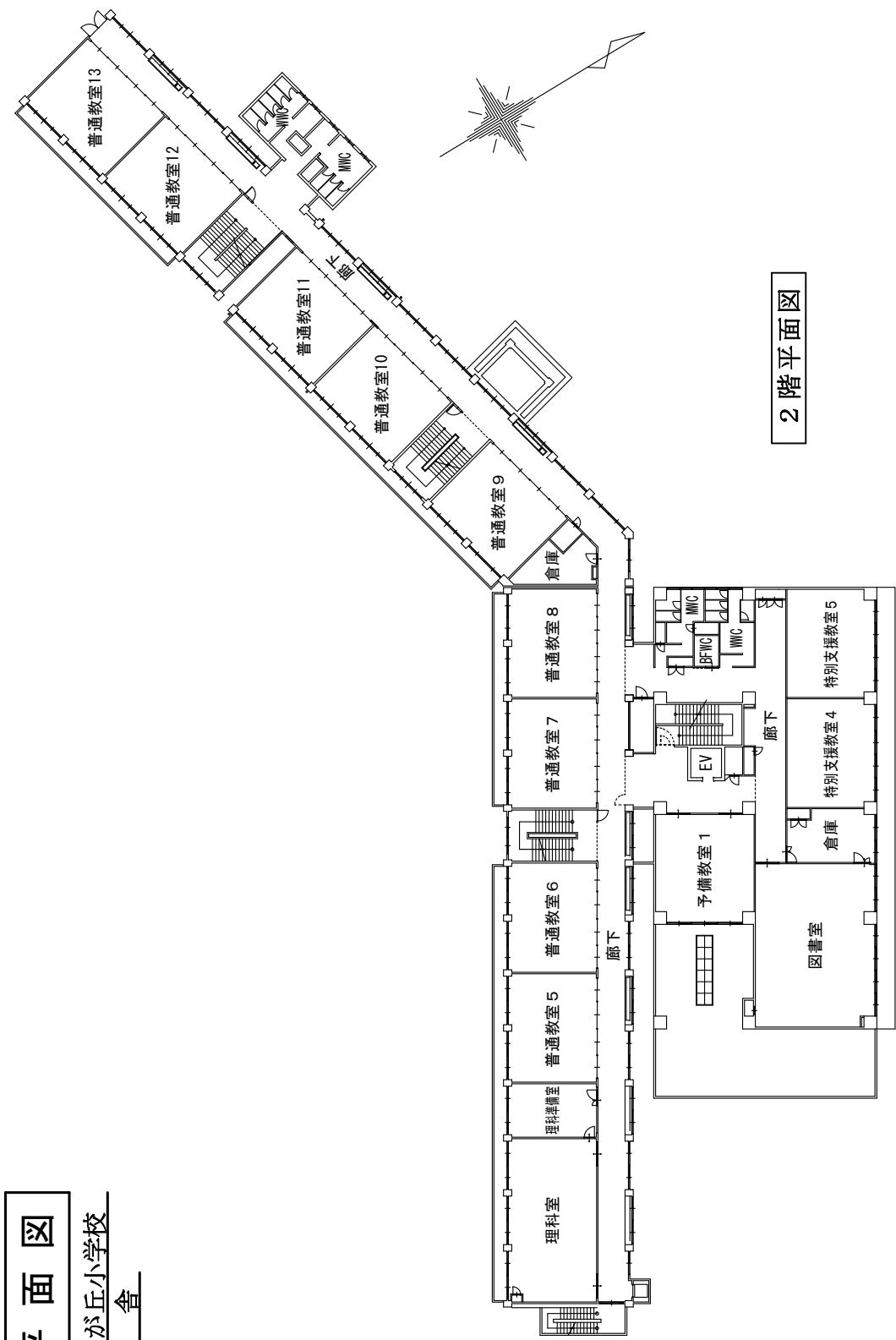
配置図

旭が丘小学校

平面図

旭が丘小学校
校舎

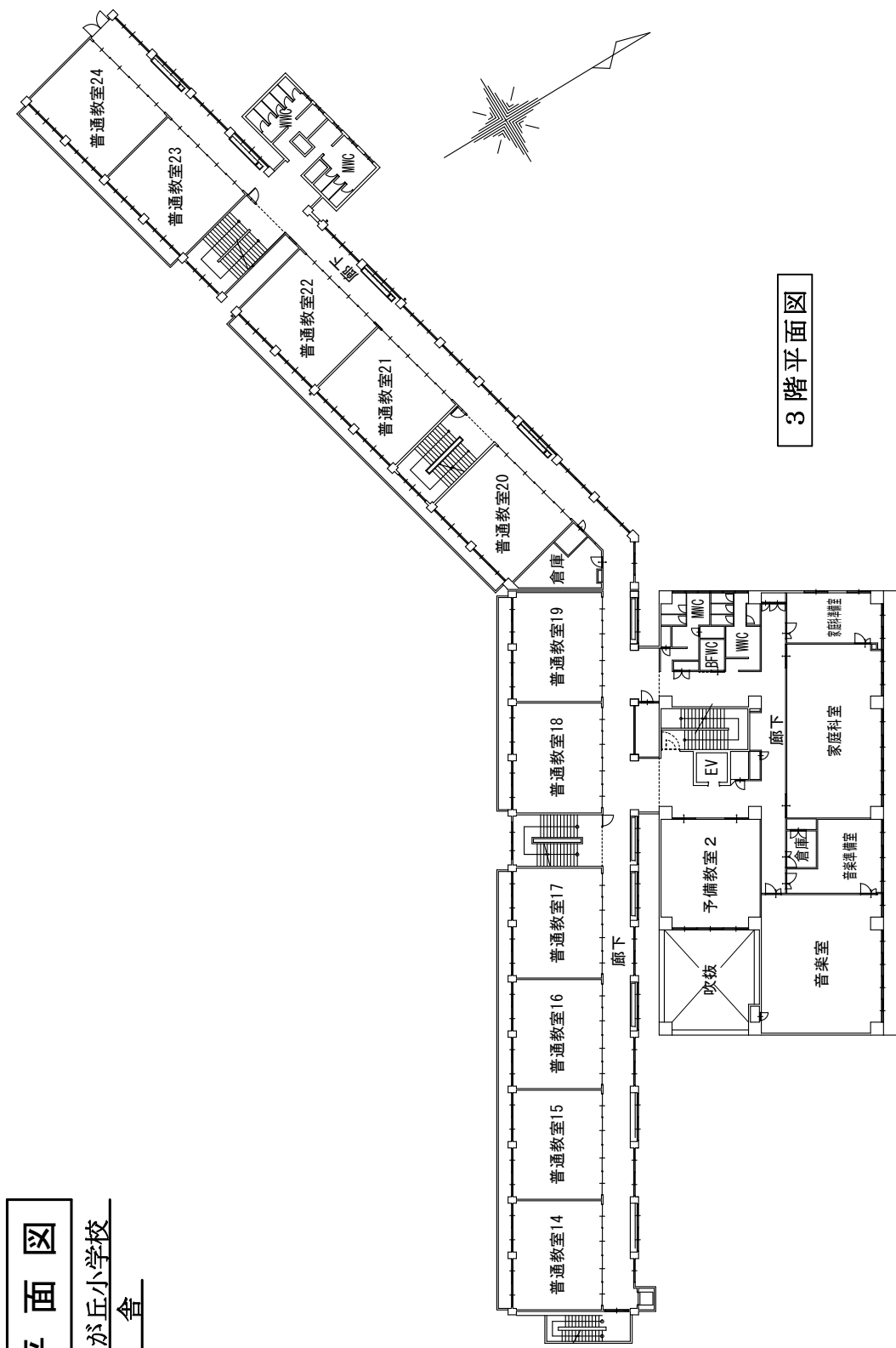




平面図

旭が丘小学校
校舎

2階平面図



3階平面図

圖
恒
平

旭が丘小学校
校舎

入札結果

工 事 名	旭が丘小学校校舎長寿命化改良建築工事					
開札日時	令和 7 年 8 月 1 日（金） 午後 1 時 3 0 分					
工事場所	大村市木場 1 丁目 1 2 9 番地 1					
設計額（税込み）	2, 055, 259, 800 円					
予定価格(税込み)	2, 055, 259, 800 円					
予定価格(税抜き)	1, 868, 418, 000 円					
最低制限価格（税抜き）	1, 718, 945, 000 円					
決定金額(税抜き)	1, 720, 550, 000 円					
No.	業者名	第 1 回金額(円)		第 2 回金額(円)		摘 要
1	伸栄・野中・タカギ特定 建設工事共同企業体	1, 725, 000, 000	2			
2	高瀬・富永・岡山特定建 設工事共同企業体	1, 720, 550, 000	1			落札

上記決定金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

入札結果

工 事 名	旭が丘小学校校舎長寿命化改良設備工事					
開札日時	令和 7 年 8 月 1 日（金） 午後 1 時 4 0 分					
工事場所	大村市木場 1 丁目 1 2 9 番地 1					
設計額（税込み）	352,591,800 円					
予定価格(税込み)	352,591,800 円					
予定価格(税抜き)	320,538,000 円					
最低制限価格（税抜き）	296,850,000 円					
決定金額(税抜き)	313,850,000 円					
No.	業者名	第 1 回金額(円)		第 2 回金額(円)		摘 要
1	谷野・高瀬特定建設工事 共同企業体	313,850,000	1			落札

上記決定金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

入札結果

工 事 名	旭が丘小学校校舎長寿命化改良電気工事					
開札日時	令和 7 年 8 月 1 日（金） 午後 1 時 5 0 分					
工事場所	大村市木場 1 丁目 1 2 9 番地 1					
設計額（税込み）	277, 030, 600 円					
予定価格(税込み)	277, 030, 600 円					
予定価格(税抜き)	251, 846, 000 円					
最低制限価格（税抜き）	233, 327, 000 円					
決定金額(税抜き)	234, 760, 000 円					
No.	業者名	第 1 回金額(円)		第 2 回金額(円)		摘 要
1	協電設・延寿寺電気商会 特定建設工事共同企業体	234, 760, 000	1			落札
2	谷野電機空調・山本電器 特定建設工事共同企業体	235, 939, 000	2			

上記決定金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額が契約の申込みに係る金額である。

指定管理者候補者一覧（第 7 6 号議案～第 7 8 号議案関係）

議案 番号	公の施設の名称	申請 者数	指定管理者候補者	指定の 期間
7 6	大村市民交流プラザ（こども未来館を除く。）	1	S N S O パートナース	5 年
7 7	大村市琴平岳展望所	2	株式会社琴花園	5 年
7 8	大村市営住宅及び共同施設	1	株式会社シンコー	5 年

指定管理者候補者の選定結果（第 7 6 号議案～第 7 8 号議案関係）

第 7 6 号議案関係

公の施設の名称	大村市民交流プラザ（こども未来館を除く。）
指定管理者候補者	S N S O パートナース
指定の期間	令和 8 年度から令和 1 2 年度までの 5 年間
募集方法	公募
債務負担行為の限度額	290, 497 千円
参考金額	290, 925 千円
提案金額	290, 496, 400 円
評価点	80. 50

第 7 7 号議案関係

公の施設の名称	大村市琴平岳展望所		
指定管理者候補者	株式会社琴花園		
指定の期間	令和 8 年度から令和 1 2 年度までの 5 年間		
募集方法	公募		
債務負担行為の限度額	49, 600 千円		
参考金額	49, 600 千円		
申請者数	2 団体		
提案金額及び評価点	申請者	提案金額	評価点
	株式会社琴花園	49, 600, 000 円	97. 75
	団体 A	80, 106, 000 円	68. 00

第 7 8 号議案関係

公の施設の名称	大村市営住宅及び共同施設
指定管理者候補者	株式会社シンコー
指定の期間	令和 8 年度から令和 1 2 年度までの 5 年間
募集方法	公募
債務負担行為の限度額	177, 751 千円
参考金額	178, 080 千円
提案金額	177, 751, 000 円
評価点	85. 75

大村市指定管理者候補者選定審査会の審査結果（第 7 6 号議案～第 7 8 号議案関係）

第 7 6 号議案関係

施設名 大村市民交流プラザ（こども未来館を除く。）

選定した候補者	審査 団体数	審査対象団体（申請者）	評価点
SNSOパートナーズ	1 団体	SNSOパートナーズ	80.50
【審査結果】 「SNSOパートナーズ」については、これまでの施設の管理運営の実績を踏まえた上での提案で、専門的知識を有するスタッフによる安定した施設運営体制が確立されており、人材派遣会社である株式会社NBCオフィススタッフが加入することで、より良い運営が期待できるとの評価であった。 また、施設の特性に沿ったイベントや講座が企画されており、様々な広報手段も活用されていることから、利用者の増加及び施設の稼働率の向上が期待できる提案であった。 さらに、財務状況が安定していること、市や地域との連携が取れていることなど、総合的に安定した施設管理が期待できる点も高く評価された。 以上のことから、「SNSOパートナーズ」を指定管理者候補者として選定した。			

採点表（集計）

審査基準	配点	SNSOパートナーズ
		得点（平均）
1 平等利用の確保について	10 点	7.75
2 施設の効用を最大限に発揮することについて (1) 施設の設置目的との適合性 (2) 利用者に対するサービス向上の取組 (3) 利用促進、利用者増への取組 (4) 施設の効用を最大限に発揮する独自の提案	25 点	18.25
3 管理経費の縮減について	10 点	5.00
4 管理を安定して行う人的能力及び物的能力について (1) 施設の管理業務の実績 (2) 相当の知識及び経験を有する適切な人材の確保 (3) 必要な機材等の確保	20 点	17.50
5 施設管理全般について (1) 市民、地域、団体等との協働、市との連携 (2) 関係法令等の遵守と適正な管理	15 点	12.25

(3) 施設管理上の総合的な基本方針		
(4) 危機管理		
6 特記事項 提案事項やP R事項	5 点	3.50
7 事業計画の実現性	15 点	11.25
小 計	100 点	75.50
8 地域（市内団体）の優先性 （一定基準を満たした場合のみ自動加点）	5 点	5.00
評 価 点	—	80.50

※審査基準（1～8）ごとの得点の合計と評価点は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

委員（6人）

NPO法人役員（1人）

商店会役員（1人）

商工会議所役員（1人）

元行政職員（1人）

施設利用者（2人）

第 7 7 号議案関係

施設名 大村市琴平岳展望所

選定した候補者	審査 団体数	審査対象団体（申請者）	評価点
株式会社琴花園	2 団体	株式会社琴花園	97.75
		団体 A	68.00
【審査結果】			
「株式会社琴花園」については、これまでの施設の管理運営の実績を踏まえた上での提案で、桜や芝生等の植栽管理方針が適切であった。琴平岳展望所の地形及び施設の特性を理解し、子どもからお年寄りまで幅広く楽しめる公園を目指しており、アンケートをより多く収集できるように工夫することで利用者のニーズに合った管理運営につなげるなど、熱意のある具体的な提案がなされていた。また、財務状況も安定しており、総合的に安定した施設管理が期待できる点が高く評価された。 「団体 A」については、危機管理に係るマニュアルを作成し、危機管理体制を整備している点などが評価された一方で、参考金額と提案金額の差に見合った具体的な提案及び施設の特性を生かした企画が見受けられなかった点や、樹木の維持管理の知識が他者と比較してやや不足していた点があり、相対的に低い評価となった。 以上のことから、「株式会社琴花園」を指定管理者候補者として選定した。			

採点表（集計）

審査基準	配点	株式会社 琴花園	団体 A
		得点（平均）	得点（平均）
1 平等利用の確保について	10 点	9.50	7.50
2 施設の効用を最大限に発揮することについて (1) 施設の設置目的との適合性 (2) 利用者に対するサービス向上の取組 (3) 利用促進、利用者増への取組 (4) 樹木・芝生の管理及び育成への取組 (5) 施設の効用を最大限に発揮する独自の提案	25 点	22.25	17.25
3 管理経費の縮減について	10 点	10.00	0.00
4 管理を安定して行う人的能力及び物的能力について (1) 施設の管理業務の実績 (2) 相当の知識及び経験を有する適切な人材の確保 (3) 必要な機材等の確保	15 点	13.75	11.00

5 施設管理全般について (1) 市民、地域、団体等との協働、市との連携 (2) 関係法令等の遵守と適正な管理 (3) 施設管理上の総合的な基本方針 (4) 危機管理	20 点	18.50	14.75
6 特記事項 提案事項やPR事項	5 点	5.00	4.00
7 事業計画の実現性	15 点	13.75	8.50
小 計	100 点	92.75	63.00
8 地域（市内団体）の優先性 （一定基準を満たした場合のみ自動加点）	5 点	5.00	5.00
評 価 点	—	97.75	68.00

※審査基準（1～8）ごとの得点の合計と評価点は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

委員（6人）

社会福祉法人役員（1人）

造園会社役員（2人）

民生委員・児童委員（1人）

施設利用者（2人）

第 7 8 号議案関係

施設名 大村市営住宅及び共同施設

選定した候補者	審査 団体数	審査対象団体（申請者）	評価点
株式会社シンコー	1 団体	株式会社シンコー	85.75
【審査結果】 「株式会社シンコー」については、これまでの施設の管理運営の実績を踏まえた上での提案で、人材の確保及び育成にも積極的に取り組んでおり、入居者アンケートでも高い評価を得ている点及び緊急時においても 24 時間 365 日対応するなど、高齢者や一人暮らしの利用者にとって安心できる体制が整備されている点が高く評価された。 また、財務状況が安定していること、経費の縮減を含め事業計画に努力が見られることなど、総合的に安定した施設管理が期待できる点が高く評価された。 以上のことから、「株式会社シンコー」を指定管理者候補者として選定した。			

採点表（集計）

審査基準	配点	株式会社シンコー
		得点（平均）
1 平等利用の確保について	10 点	8.50
2 施設の効用を最大限に発揮することについて (1) 施設の設置目的との適合性 (2) 利用者に対するサービス向上の取組 (3) 施設の効用を最大限に発揮する独自の提案	20 点	16.75
3 管理経費の縮減について	10 点	5.00
4 管理を安定して行う人的能力及び物的能力について (1) 施設の管理業務の実績 (2) 相当の知識及び経験を有する適切な人材の確保 (3) 必要な機材等の確保	25 点	20.00
5 施設管理全般について (1) 市民、地域、団体等との協働、市との連携 (2) 関係法令等の遵守と適正な管理 (3) 施設管理上の総合的な基本方針 (4) 危機管理	20 点	17.75
6 事業計画の実現性	15 点	12.75
小 計	100 点	80.75

7 地域（市内団体）の優先性 （一定基準を満たした場合のみ自動加点）	5 点	5.00
評 価 点	—	85.75

※審査基準（1～7）ごとの得点の合計と評価点は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

委員（6人）

社会福祉法人役員（1人）

造園会社役員（2人）

民生委員・児童委員（1人）

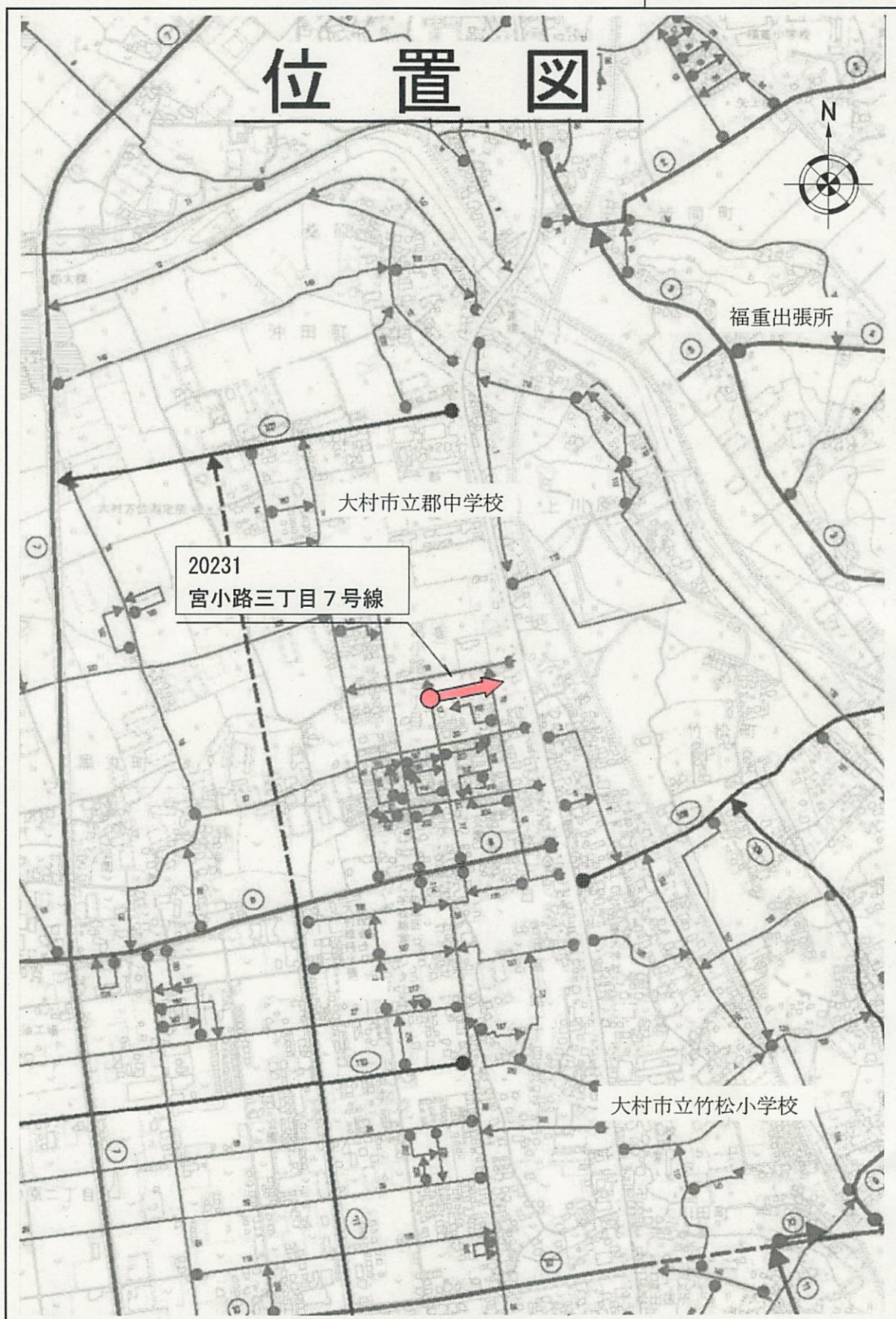
施設利用者（2人）

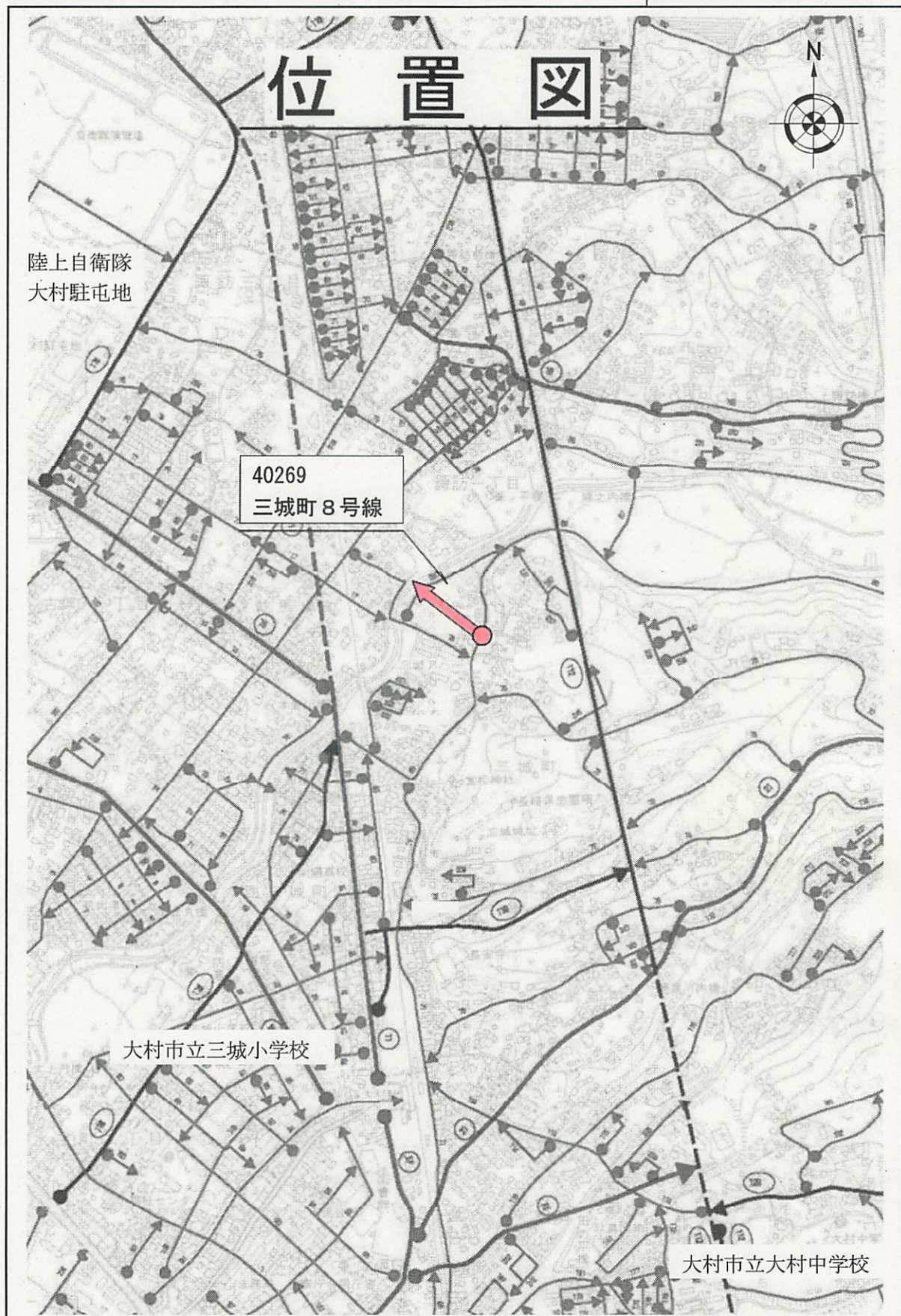
工事施行に関する基本協定の変更について（第 7 9 号議案関係）

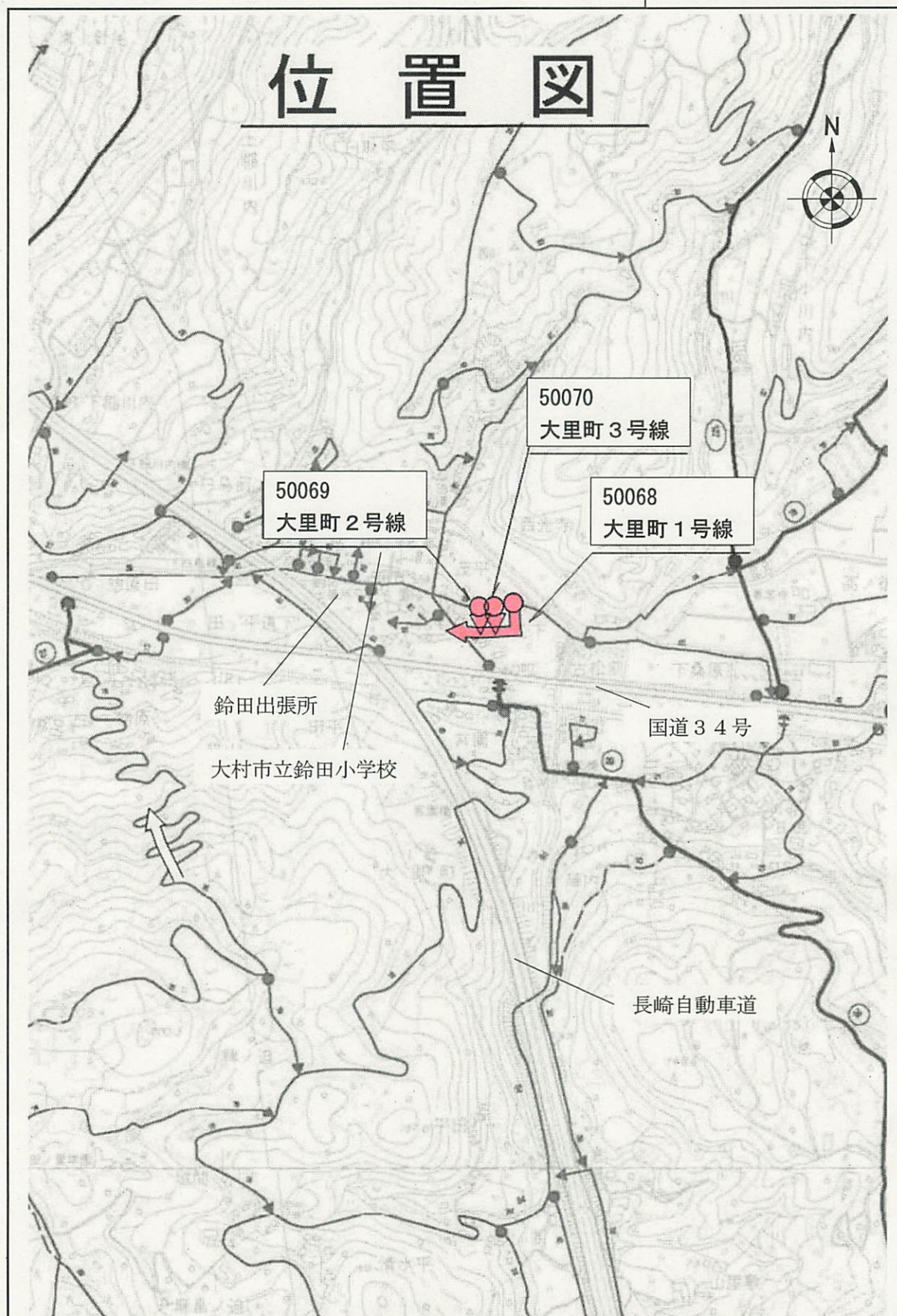
- 1 工 事 名 大村線岩松・諫早間 4 0 k 4 7 0 m 付近市道惣原田惣原線整備工事
- 2 協定の相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目 2 5 番 2 1 号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 古宮 洋二
- 3 主な変更理由 (1) 仮設土留め工の杭打ち工事における地盤調査の結果、深部の地盤が想定より強固であったため、掘削工法を変更する。
(2) 仮設土留め工の杭打ち工事において掘削した線路周辺地盤の透水性が高く、充填していた安定液（掘削した地盤の崩壊防止を目的として充填する液体）が周囲の水路等へ流出したため、地盤改良工を追加する。
(3) (1) 及び (2) の工法の変更及び追加に伴い、竣工期限を延長する。

4 経 過

	協定金額	変更金額	工期
当初協定 (令和6年7月3日議決)	<u>290,920,000 円</u>	—	令和6年7月3日から <u>令和8年3月31日まで</u>
今回変更協定	 <u>476,141,000 円</u>	185,221,000 円	 令和6年7月3日から <u>令和9年3月31日まで</u>







広域農道上の自動車破損（損傷）事故について（第 8 1 号議案及び報告第 2 5 号関係）

1 経緯

(1) 報告第 2 5 号関係

令和 7 年 2 月 1 5 日午後 9 時頃、 （以下「相手方①」という。）所有の軽自動車が広域農道多良岳西部線（大村レインボーロード）を走行中、広域農道上の落石（4 0 c m程度）に衝突し、右前輪のタイヤ及びホイール並びにフロントバンパーを損傷した。

(2) 第 8 1 号議案関係

同時刻に、 （以下「相手方②」という。）所有の軽自動車が上記(1)の対向車線を走行中、上記(1)の事故により跳ね飛ばされた落石に衝突し、エンジン、フロントバンパー等を破損した。

2 事故の原因及び処理

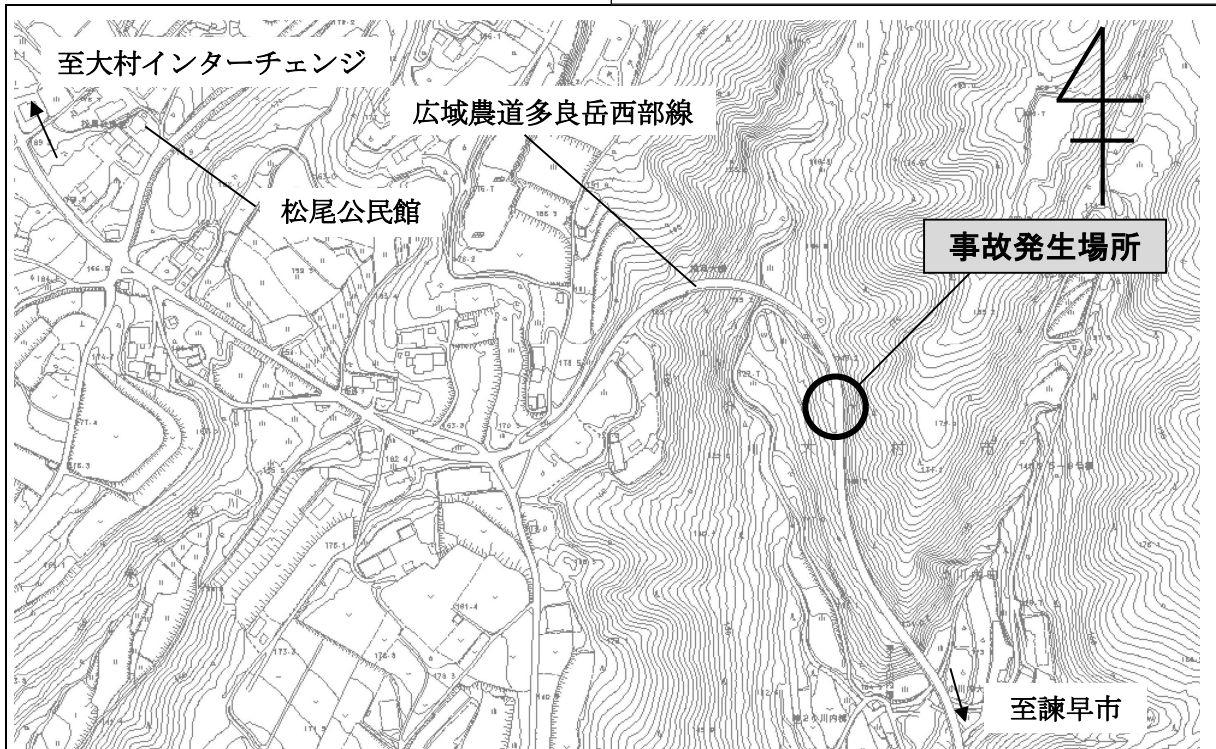
事故の原因は、本市による落石の発見が遅れたことによるものである。

なお、事故現場付近の広域農道については、車道への落石防止のためのフェンスを設置するとともに、落石の注意喚起に係る標識を追加で設置した。

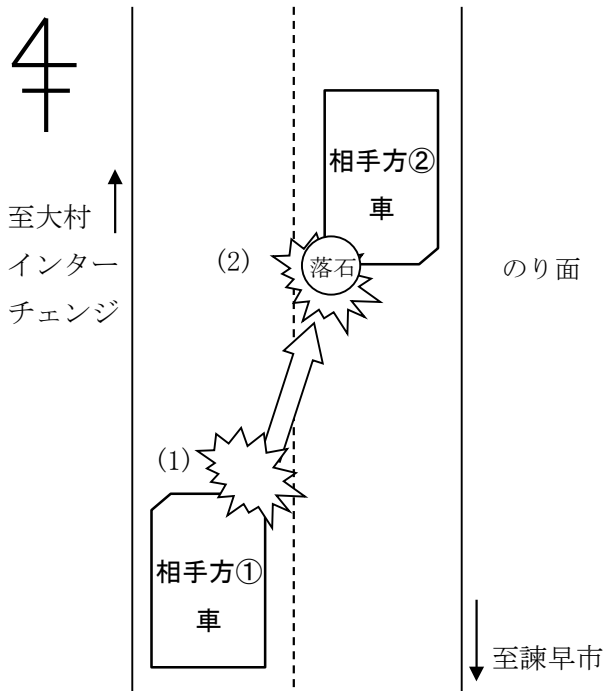
3 示談内容

(1) 大村市は、相手方①に対し、修理費等の全額 8 9, 1 0 9 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

(2) 大村市は、相手方②に対し、車両時価額等の全額 8 0 5, 6 2 0 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

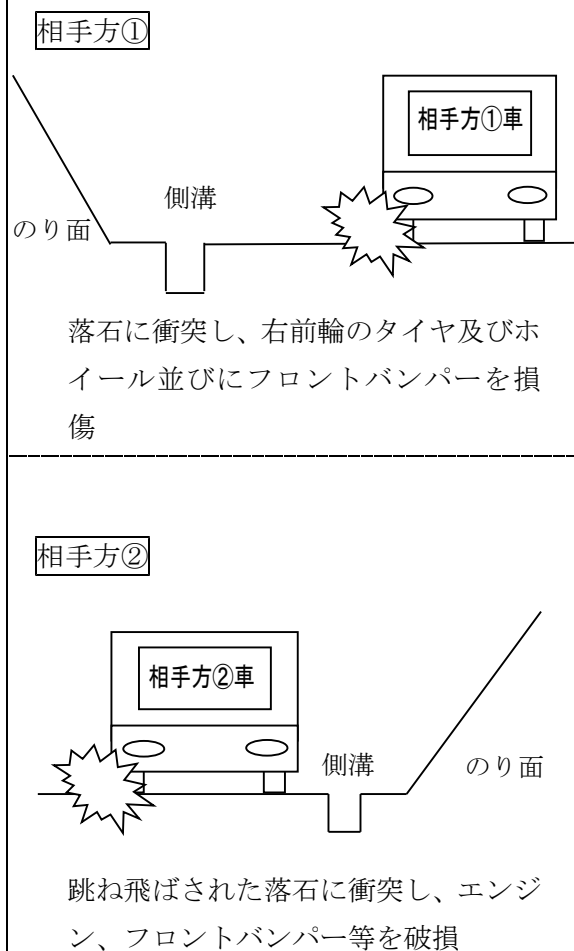


詳細図 1 (平面図)



- (1) 相手方①が落石に衝突
(2) 相手方②が(1)により跳ね飛ばされた落石に衝突

詳細図 2 (前面図)



濁水の流入について（第 8 2 号議案関係）

1 経緯

令和 7 年 4 月 3 日午前 6 時頃、雄ヶ原公民館付近の市道藤の川横尾線において、配水管の漏水が発生した。復旧作業を行う過程で、緊急的に断水を行ったところ、当該配水管内の水の流れ及び水圧の変化により管内に付着していた物質（カルシウム等が黒くなったもの）が濁水となり流出し、XXXXXXXXXX（以下「相手方」という。）所有の受水槽（2 台）等の場内配管に流入するとともに、製品の製造に必要な純水装置（※）（6 台）のフィルター類に損傷を与えた。

※ 水道水等から不純物を取り除き、純度の高い水を生成する装置をいう。

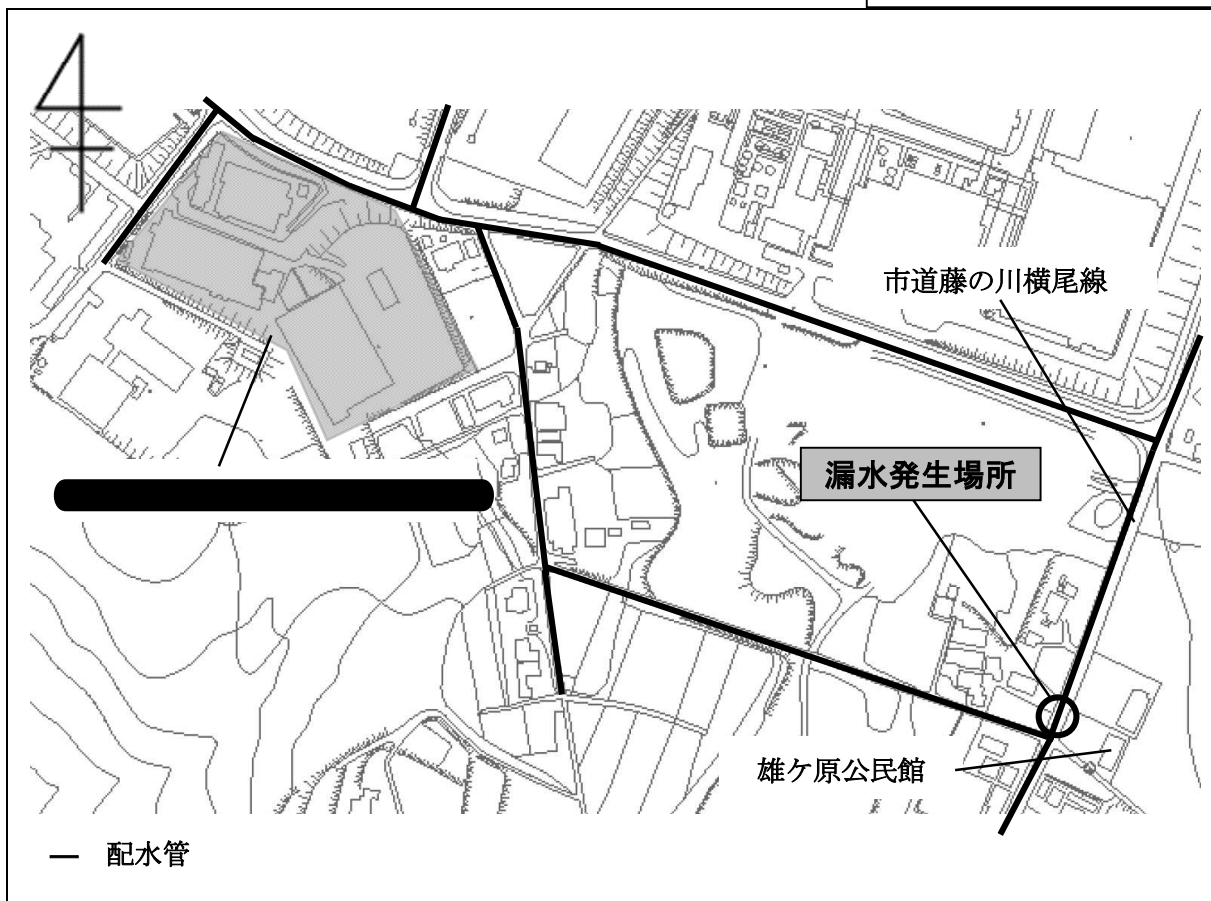
2 事故の原因及び処理

事故の原因は、復旧作業において配水管内に付着していた物質が濁水となり流出し、相手方所有の受水槽に流入したことによるものである。また、相手方に対し、復旧作業に伴う断水、濁水の発生等の情報を十分に周知できておらず、相手方が必要な対策をとることができなかったことによるものである。

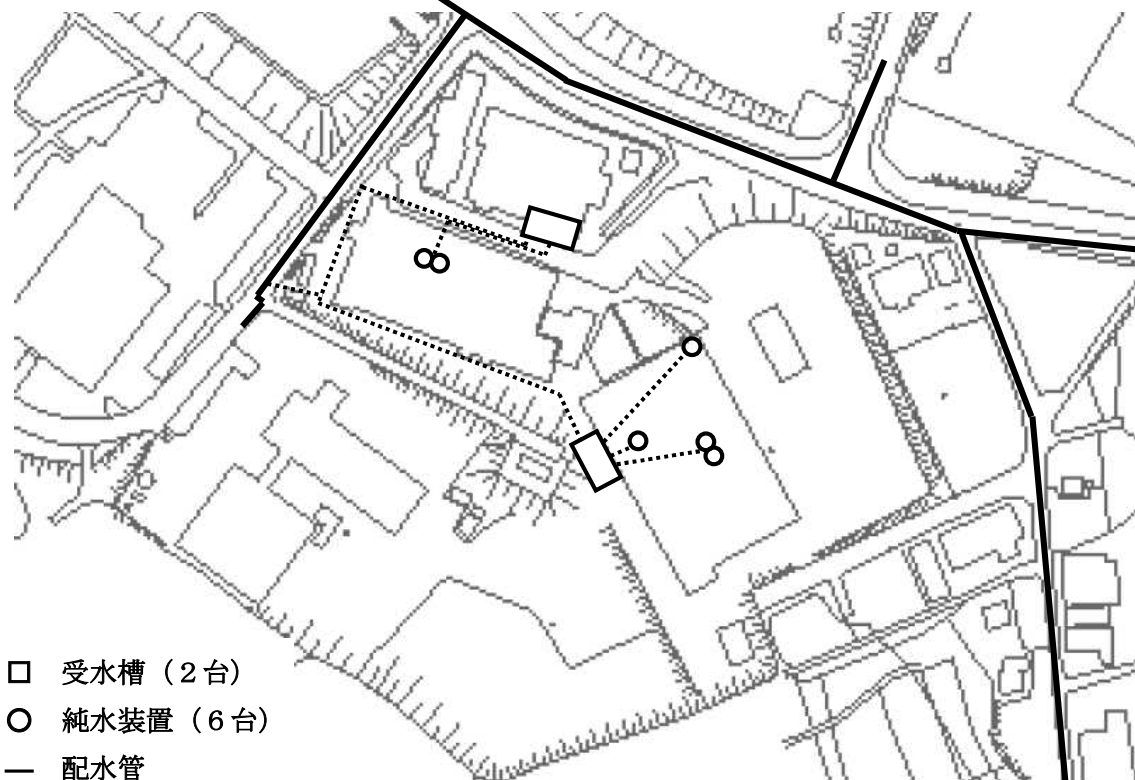
その後、配水管の漏水修繕を完了し、配水管の洗管作業及び相手方の受水槽の清掃を行った。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費等の全額 1,057,980 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図



市道上の自動車損傷事故について（報告第 2 3 号関係）

1 経緯

令和 7 年 4 月 1 4 日午後 1 時 3 0 分頃、XXXXXXXXXX（以下「相手方」という。）所有の普通自動車が市道宮ノ本線を走行中、側溝蓋の水抜き穴を塞ぐキャップが強風により市道上に飛ばされ、当該キャップのボルト部分が上向きの状態になっていたところを通過した際、左前輪のタイヤを損傷した。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、本市による当該キャップの発見が遅れたことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記 3 のとおり示談した。

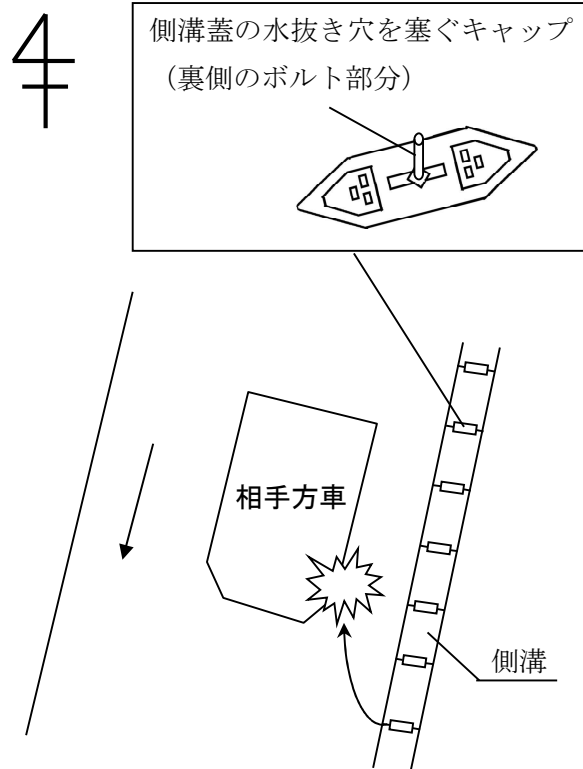
なお、事故現場周辺の側溝蓋については、当該キャップが不要な側溝蓋に取り替えた。

3 示談内容

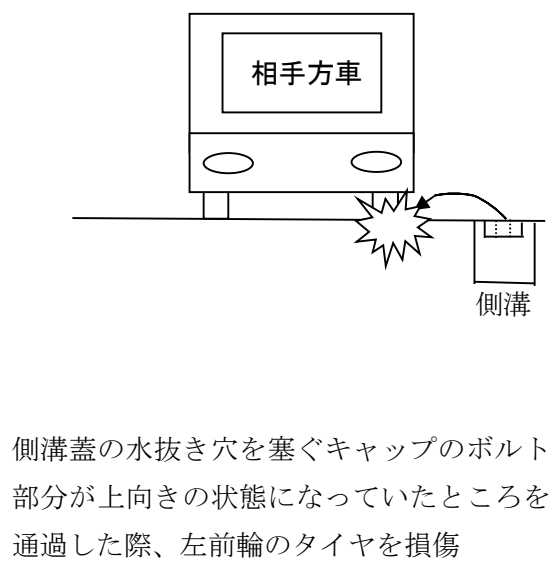
大村市は、相手方に対し、修理費の全額 2 5, 9 0 5 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (前面図)



市道上の自動車損傷事故について（報告第 2 4 号関係）

1 経緯

令和 7 年 5 月 1 日午後 8 時頃、XXXXXXXXXX（以下「相手方」という。）所有の普通自動車が市道武留路野岳線を走行中、のり面が崩れたことにより市道に散乱していた土砂及び落枝に、雨天の影響により気付かず乗り上げた際、左フロントドアパネル、左フロントフェンダー等を損傷した。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、本市による当該土砂及び落枝の発見が遅れたことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記 3 のとおり示談した。

なお、市道については清掃し、のり面については復旧を行った。

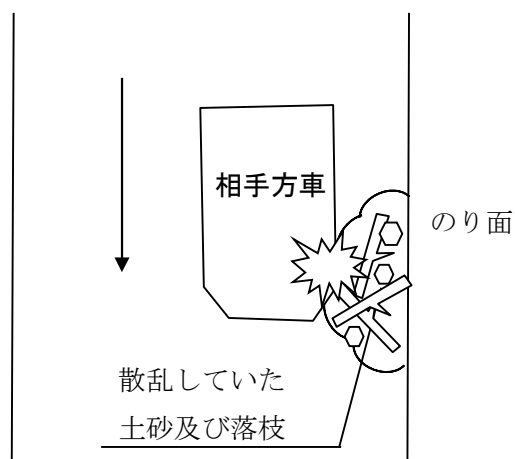
3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の 6 割に相当する額 9 8, 2 4 8 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

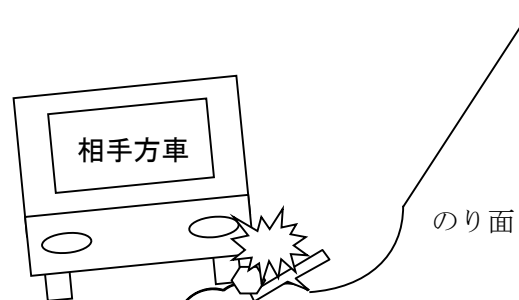


詳細図 1（平面図）

4



詳細図 2（前面図）



のり面が崩れたことにより市道に散乱していた土砂及び落枝に、雨天の影響により気付かず乗り上げた際、左フロントドアパネル、左フロントフェンダー等を損傷

広域農道上の自動車損傷事故について（報告第26号関係）

1 経緯

令和7年3月17日午前7時30分頃、XXXXXXXXXX（以下「相手方」という。）使用の普通自動車が広域農道多良岳西部線（大村レインボーロード）を走行中、広域農道上の落石（15cm程度）2個に気付かず乗り上げた際、右前輪及び左右後輪のタイヤ及びホイールを損傷した。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、本市による落石の発見が遅れたことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

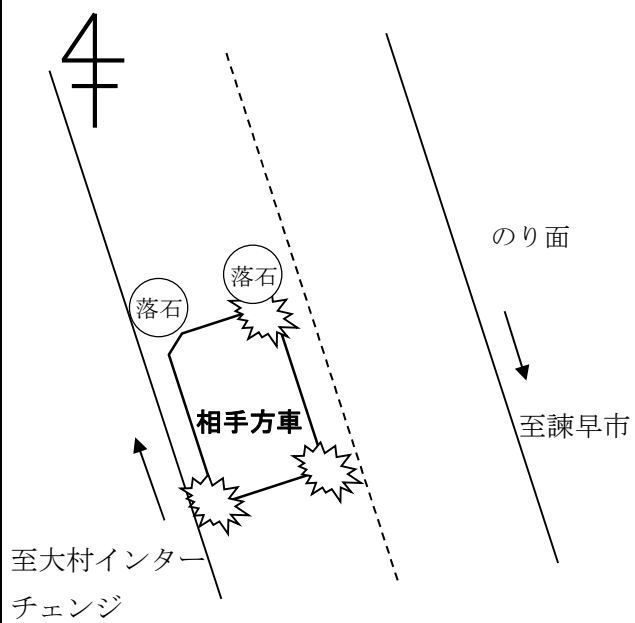
なお、事故現場付近の広域農道については、車道への落石防止のためのフェンスを設置するとともに、落石の注意喚起に係る標識を追加で設置した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の6割に相当する額68,640円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1 (平面図)



落石に気付かず乗り上げた際、右前輪及び左右後輪のタイヤ及びホイールを損傷

詳細図 2 (前面図)

